２０２７年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）

一般営業出店（自動販売機）　公募要領

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）は、2027年国際園芸博覧会（以下、「GREEN×EXPO 2027」という。）を、「幸せを創る明日の風景」というテーマのもと開催し、自然・人・社会が共に持続するための最適解を発信し、持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する新たな博覧会を目指しています。

来場者サービスの一環として、会場内及び会場外において自動販売機の設置・運営・管理に取り組んでいただける一般営業参加者を募集します。

1 概要

（1） 業務内容

会場内及び会場外に自動販売機（アイスクリーム：アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約に規定するアイスクリーム、アイスミルク、ラクトアイス及び氷菓をいう。以下同じ。）を販売するものに限る。以下同じ。）を設置し、運営・管理を行っていただきます。

（2） 利用対象者

開会中の来場者及び会場スタッフを中心とします。

（3） 出店内容に関する要件

出店内容は、次に掲げるすべての要件を満たす必要があります。

ア GREEN×EXPO 2027のテーマ及び4つのサブテーマ（別添資料1参照）を理解した上で提案すること。

※ なお、自動販売機で販売する商品がGREEN×EXPO 2027の4つのサブテーマに適合するものであることが望ましい。

イ 次に掲げるもののいずれかに該当しないこと。

（ｱ） 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの

（ｲ） 危険もしくは有害であるもの又は非衛生的であるもの

（ｳ） GREEN×EXPO 2027の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるもの

（ｴ） 不当な利益を上げることを目的とするもの

（ｵ） 特定の宗教の布教活動を目的とするもの

（4） 出店期間・営業時間

出店期間及び営業時間は表-1のとおりです。原則、開会から閉会までの間、設置した自動販売機を常に稼働します。ただし、協会が個別に指示した場合やその他正当な理由がある場合はこの限りではありません。

また、開会前、閉会後の営業については、協会が特に必要と認める場合に限り、別途指示します。

【表-1 出店期間及び営業時間】

出店期間	2027年3月19日（金）から2027年9月26日（日）まで（192日間）
開園時間	9:30～21:30
営業時間	24時間

（5） 設置場所・台数

会場内及び会場外にて、表-2のとおり自動販売機設置場所を計画しています。設置場所は全て屋外です。

一般営業参加者に提供される設置場所・台数は、表-2の通りとなります。会場内の配置図については（別添資料2 自動販売機 設置図）を参照してください。なお、設置場所及び台数については、一般営業参加者決定後、協会が指定することとし、設置場所等に対する異議申し立て等は一切受け付けません。

【表-2 出店区画】

出店業態	会場内区画数	会場内台数	会場外区画数	会場外台数	台数合計	備考
自動販売機（アイスクリーム）	1	2	0	0	2台	1区画につき2台
合計					2台	アイスクリーム自販機2台

（6）設置機種

設置する自動販売機は、1台で750 W 以内（厳守）に収まるようにしてください。また、消灯可能な自動販売機を設置してください。

設置する自動販売機のサイズは高さ1950 mm 以下、幅1200 mm 以下、奥行800mm以下を標準サイズとして検討してください。

自動販売機のデザインについては全て単色又はGREEN×EXPO 2027仕様のラッピングによる統一デザインにしていただきます。デザインの詳細については、一般営業参加者決定後、別途協会の指示に従ってください。また、可能な限りユニバーサルデザインや環境に配慮した自動販売機を推奨します。

2 募集内容

（1） 募集する事項

出店区画内において、自動販売機の設置・運営を行う一般営業参加者を募集します。

アイスクリームの自動販売機：設置、維持、管理及び商品提供を行っていただきます。
募集事業者数：1者

出店の目的、内容等を検討いただき、出店参加申込書（様式1）により申し込みください（詳細は4（4）参照）。

（2） 出店条件

出店条件は表-3の通りです。
下記に関する事項又は記載のない事項について疑義が生じたときは、別途協議となります。

【表-3 出店条件】

項目	内容
売上納付金	売上納付金額は、売上額（消費税別途）に対し、下記の率を乗じて得た額とします。売上納付金の料率は、一般営業参加者決定の際の審査項目とします。最低料率を下記とし、応募時に提案してください。 ・アイスクリーム自動販売機　　20%～　　11P の審査項目に記載 ・納付時期・納付方法　　一般営業参加者決定後協会の指示に従ってください。
責任及び費用負担	一般営業参加者は、自動販売機設置、運用及び廃棄物の回収、清掃等に係る一切について、自らの費用と責任で実施する必要があります。 また、GREEN×EXPO 2027閉会後の自動販売機の撤去、原状回復等は、一般営業参加者の責任となります。 上記行為に要する一切の費用（光熱水費、財産保険等の付保費用を含む。）は、一般営業参加者の負担となります。 ただし、分電盤及び*専用100V コンセント（2P15A ・接地極付）*は協会が用意します。電源としては協会が設置する分電盤をご利用いただきます。 配置場所によって自動販売機の設置に必要なコンセントまでの工事が設置者負担にて必要となる場合があります。
防災関係	交通途絶等の事情により、来場者や従業員等の帰宅が困難となった場合に、協会は自動販売機を設置・運営する一般営業参加者に対して、商品の無償提供を依頼する場合があります。
キャッシュレス決裁について	アイスクリーム自動販売機：キャッシュレス決済が可能な自動販売機を設置してください。（現金不可）
保険	当該業務にあたり、各業務従事者は、以下の保険を締結してください。 ・設置業者：請負業者賠償責任保険、工事保険、生産物賠償責任保険 ・商品提供者：生産物賠償責任保険 ・商品管理者：請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険 ・自動販売機の所有者：動産保険（自動販売機の盗難、故障、故障（漏電・転倒など）などを対象とする。）

	・撤去工事業者：請負業者賠償責任保険 詳細につきましては、今後公表する保険ガイドラインにてご案内します。
サステナビリティ関係	GREEN×EXPO 2027では、テーマ「幸せを創る明日の風景」等を踏まえ、生物多様性や気候変動対策等の取組を発信し、サステナブルな社会の実現に貢献することを目指しています。具体的には、GX（グリーントランスフォーメーション）の実現に向け、再生可能エネルギー100％の電気の調達や省エネの推進、カーボンオフセット等の取組により、の脱炭素化を推進します。また、既存の自然環境や生物多様性を保全・活用し、グリーンインフラを基軸とした会場計画を推進するとともに、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、GREEN×EXPO 2027を通じて取組を発信します。 このため、出店をご検討の際には、GREEN×EXPO 2027の理念を踏まえ、持続可能性の確保に向けた取組みをお願いします。 ・「サステナビリティに関する取組み」 https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/ ・廃棄の最小化や容器・包装等については、「資源循環の考え方」を遵守してください。 https://expo2027yokohama.or.jp/wp-content/uploads/2025/03/31_Resource_Circulation_Policy_20250317.pdf
アクセシビリティ関係	GREEN×EXPO 2027では、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等にかかわらず、訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう配慮した計画・整備を行うこととしています。 このため、ご出店いただく際には、GREEN×EXPO 2027の理念を踏まえ、アクセシビリティに配慮していただくようお願いします。 ・「アクセシビリティに関する取組み」 https://expo2027yokohama.or.jp/about/accessibility/
各種法令・規則等の遵守	一般営業参加者は、出店等に際し、日本の法律、神奈川県及び横浜市の条例並びに関係法規を遵守しなければなりません。 加えて前述のとおりGREEN×EXPO 2027のサステナビリティ戦略等を尊重するとともに、一般規則及び特別規則並びに参加ガイドライン等の各ガイドライン（今後順次公表予定）、アクセシビリティ・ガイドラインを配慮するとともに、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守する必要があります。 ・持続可能性に配慮した調達コード https://expo2027yokohama.or.jp/wp-content/uploads/2024/03/02_sus_code_20240118_2.pdf

3 運営に関する留意点

会場内及び会場外における営業行為については、協会が定める各特別規則や規定、基準及び協会の指示に従ってください。

（1） 売上額の管理・方法

一般営業参加者は、協会により定められた方法で、設定された期限内に、自身の商業活動に係る売上額を記録し、定期的に報告してください。

また、一般営業参加者は、協会が契約者となる包括賠償責任保険の被保険者となるため、生産物賠償責任保険の算出に必要な情報として、GREEN×EXPO 2027開催期間中の売上見込み（概算）を、協会の求めに応じ、速やかに協会へ提出してください。

（ア）金融機関

協会との取引に用いるため、一般営業参加者は国内金融機関の開設済口座を指定し、協会へ報告してください。

（2） 販売商品及び価格表示方法

アイスクリーム自動販売機にアレルギーフリー、グルテンフリー、会場限定商品やGREEN×EXPO 2027の4つのサブテーマに適合する商品等を品揃えすることは評価対象となりますので、商品の詳細を記載してください。

販売価格は、標準小売価格としてください。また、日本通貨の円で消費税額（地方消費税を含む）を含めた総額表示価格にて明確に示さなければなりません。

（3） 納品、補充、回収等の運用に関する条件

自動販売機の管理・運営を第三者へ委託することは可能です。ただし、委託する場合は、委託契約書の取り交わしとともに、協会への報告等が必要です。委託業者の責による第三者への賠償責任は、協会が契約者となる包括賠償責任保険に、当該委託業者も被保険者として追加することにより、当該保険で補償することとなります。

商品の会場内及び会場外への搬入等の詳細は、今後公表するガイドラインを参照してください。

原則として自動販売機の補充については開園時間中の商品補充を想定しています。なお、商品補充等を行う従業員管理については、別途協会の指示に従ってください。

商品提供者は商品管理者に対し、相応の負担を負うものとしてください。

（4） 計画変更に関する協会の権利の留保

協会は入場者予測の大幅な変更及び計画の基本的な変更により、本要領の内容を将来変更せざるをえない状態が生じた場合、修正する権利を留保します。また協会は、一般営業参加者の売上に対しての異議申し立て及び補償は受け付けません。

4 申込手続

(1) 出店参加資格

ア 要件

出店参加申込者は、国内外問わず、次に掲げる要件をすべて満たす単独または複数の企業・団体等であることが必要です。

(ｱ) 申込に関する責任者が2026(令和8)年10月1日時点で18歳以上であること。

(ｲ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てまたは会社更生法(平成14 年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(ｳ) 責任者及び従業員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者が含まれていないこと。

イ 複数の企業・団体等の構成

複数の企業・団体等を構成員として申込をするときは、各構成員が4(1)アに掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

【複数の企業・団体等による出店参加申込の例】

業界団体の事務局、企業グループ(団体)を統括する委員会・出店者会、企業同士の共同企業体等からの出店参加申込等が考えられますが、申込の際には、複数の企業・団体等の関係が明確になるように、企業・団体等の構成員の責任分担および役割分担などにつき、代表構成員と構成員の間で取り交わされる覚書等を添付してください。

ウ 本店又は主たる事務所が海外にある企業・団体等による出店参加申込

本店又は主たる事務所が海外にある企業・団体等から出店参加申込があった場合には、3(1)アについて当該国における同等の法律等の要件を満たしていること、かつ「2027年国際園芸博覧会一般規則」第12条、及び「2027年国際園芸博覧会 特別規則第2号」第14条に基づき、協会からその企業・団体等の本店又は主たる事務所が所在する国等の政府に出店参加申込があった旨を通知し、協会宛てに当該政府代表または当該政府において出店参加の可否を担当する機関から承認する旨の回答を得られることが要件となります。

(2) 今後のスケジュール

＜公募スケジュール＞

2026年11月9日(月)	募集要領公表、質問・応募受付開始
2026年11月13日(金)	質問受付締切
2026年11月24日(火)	公募受付締切
2026年公募受付締切後～	審査
2027年1月以降	出店参加内定者公表予定
	出店区画決定、出店参加契約の締結
	一般営業参加者による企画検討・設計、出店計画の提出

＜公募後のスケジュール＞

2027年1月契約締結以降	出店区画の引き渡し
2027年3月19日（金）	GREEN×EXPO 2027開会
2027年9月26日（日）	GREEN×EXPO 2027閉会
閉会後	出店区画を2週間程度で原状回復

（3）質問受付

ア　質問票の提出

（ｱ）受付期間

2026年11月9日（月）から2026年11月13日（金）まで

（ｲ）提出方法

質問票（様式5）に質問内容を記載し、事務局へ電子メールで提出してください。電子メールの設定について、4（7）をご確認ください。

◇件名：【質問】2027年国際園芸博覧会　一般営業出店（自動販売機）（企業・団体名）

◇アドレス：commercial_koubo@expo2027yokohama.or.jp

（ｳ）提出の確認

事務局から、11月9日（月）から16日（月）までの間に、質問票が送信された電子メール宛てに、受信した旨の返信メールを送信します。

事務局からの返信メールが届かない場合は、5の問い合わせ先に電話で問い合わせてください。

イ 質問への回答

メール送信により個別に回答するとともに、申込にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、協会ホームページに掲載します。

https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/commercial/

これによる追加掲載事項は、本要領の一部となり、すべての出店参加申込者に適用されることがありますので、随時ご確認ください。

（4）申込手続

ア　公募要領の提供及び提出書類の受付

（ｱ）提供期間及び提出書類の受付

2026年11月9日（月）から2026年11月24日（火）まで

（ｲ）提供方法

協会ホームページからダウンロードしてください（郵送による提供は行いません）。

https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/commercial/

（ｳ）提出方法

提出書類一式を下記の送付先へ電子メールにて提出してください。電子メールの設定について、4（7）をご確認ください。

◇件名：【送付】一般営業出店（自動販売機）にかかる提出書類（事業者・企業・団体名）
※（事業者・企業・団体名）以外は全て全角で記載してください。件名に誤りがある場合、正しく受け付けられない場合があります。
◇アドレス：commercial_koubo@expo2027yokohama.or.jp

（ｴ） 提出の確認
提出書類を送信された電子メール宛てに事務局から3営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。事務局からの連絡がない場合は、5の問い合わせ先に電話で問い合わせてください。

（ｵ） 費用の負担
提出書類の作成及び提出に要する費用は、出店参加申込者の負担とします。

イ 提出書類

（ｱ） 下記の【申込に必要な書類等】について、それぞれ1部を提出してください。

（ｲ） 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

（ｳ） 各様式において、記載内容が記入枠に収まらない場合は別紙に記載し提出してください。なお、別紙に記載している旨を必ず明記してください。

（ｴ） 提出書類に不備があったときまたは虚偽の記載があったときは、出店参加資格を失うことがあります。

（ｵ） 一度提出された提出書類の訂正及び差し替え等は認めません。（ただし、軽微な誤り等を修正する場合や、協会が指示する場合は除く。）

【申込に必要な書類等】

① 2027年国際園芸博覧会　一般営業出店参加申込書（様式1）（PDF及びExcel形式）
② 発行日から3か月以内の登記事項証明書（権利能力なき社団の場合は、協会が定める書類をご提出いただきます。）
③ 決算書（写し。直近3カ年分。ただし、法令等に基づき開示しているものに限る。）
④ 誓約書（横浜市暴力団排除条例関係）（様式2-1）
⑤ 役員等氏名一覧表（様式2-2）
⑥ 複数の企業・団体等での申込の場合：構成員届出書（代表構成員）（様式3-1）
⑦ 複数の企業・団体等での申込の場合：構成員届出書（代表構成員以外）（様式3-2）
⑧ 複数の企業・団体等での申込の場合：構成員の関係を説明する資料（団体規約・覚書・相関図等）
⑨ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式4）（Excel形式）
⑩ 「2027年国際園芸博覧会一般営業出店（自動販売機）」質問票（様式5）

・複数の企業・団体等での申込の場合、②～⑤、⑨は全構成員のものを提出してください。
・⑨についてはPDF化せず、Excel形式でご提出ください。
・イメージ図等を添付する場合はA4サイズ・横、ファイル形式はPDFでご提出ください。

【協会による審査後、資格審査に必要な書類（出店参加内定者のみ提出）】

① 持続可能性の確保に向けた誓約書（全構成員のものを提出）

ウ 提出書類の返却

提出書類は返却しません。

エ その他

（ｱ） 協会の受信サーバの容量上限のため、添付ファイルのサイズは合計8MBまでとしてください。容量を超える場合は、圧縮もしくは分割して送信してください。

（ｲ） 提出書類に記載された情報は、出店参加申込の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。事務局において、提出書類を他の出店参加申込者に知られることのないように取り扱い、保管をします。ただし、出店参加申込の決定に必要な限度で日本国政府（農林水産省及び国土交通省等）・神奈川県・横浜市へ提供することがあります。ご了承のうえ記入ください。その他、協会のプライバシーポリシー（個人情報保護に関する基本方針）については、協会ホームページをご覧ください。

https://expo2027yokohama.or.jp/privacy/

（ｳ） 提出書類の持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式4）の作成に当たりましては、「持続可能性に配慮した調達コード」、「持続可能性に関する特記事項」、「誓約書」をご覧ください。

https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/

（ｴ） 出店参加申込の取り下げを行いたい場合は、電話又は電子メールにてご連絡ください。

（5） 一般営業参加者決定に関する事項

ア 審査方法

協会は、表-4のとおり、審査項目に従い提出書類の審査を行い、一般営業参加者を決定します。なお、提出書類の記載内容について、協会から個別に質問を行うことがあります。

【表―4 審査項目】

審査項目	配点	審査内容
営業提案内容 （メニュー・販売品目、実施体制、サステナビリティに関する取組み等） 収支計画　等	２０	・適正な需要予測の上で、利用者ニーズに十分応えるサービス内容が提案されているか。また適切な価格設定になっているか。 ・当該施設の立地特性、ターゲット、役割等を理解した上で来場者への利用促進、案内や外国人対応が適正になされているか。
	２０	・GREEN×EXPO 2027 のテーマの実現を目指す内容となっているか。 ・特に、提供する商品が GREEN×EXPO 2027 の４つのサブテーマ（自然との調和、緑や農による共存、新産業の創出、連携による解決）に適合するものか。
運営遂行能力	３０	営業実績等 大型イベント・商業施設等への参加実績 ・事業者としての適格性を有しているか。 ・類似する事業の経緯はあるか。 ・事業実施に必要な人的資産を有しているか（委託事業者の適切な確保を含む。）。
SDGs 持続可能性 ユニバーサルサービスへの取組み	１５	・企業理念や経営保身として常に持続可能性への取組みを実施しているか。 ・SDGs 達成に向けたゴミ削減（包装）、省エネルギー、リサイクル、多言語対応、ユニバーサル対応などの持続可能な取組みについて具体的な提案がされているか。
危機管理体制 （安全管理）	１５	・コンプライアンス体制・リスク防止策が計画されているか。 ・危険物や不審物等の混入を回避するための適切な安全管理手法が検討されているか。 ・事故防止や防災防犯・クレーム発生時の対応等の安全管理体制が整っているか。

加点項目	GREEN × EXPO 2027 への協力実績（寄付・協賛・出展・催事・会場外での取組み等）	5	・寄付、協賛等の参画度合い
		5	・出展、催事等への参加予定及び会場外での取組み実績等があるか
	売上納付金（売上額に対する歩合率）の上乗せの提案	1	・基本条件の売上納付金を上回る場合は、１％につき１点加点（最大５点）
	災害救助用自動販売機等の設置	1	・ユニバーサルデザイン及び災害用自動販売機 該当自動販売機の設置台数の割合に応じて加点（最大３点）

イ 審査結果の通知

（ｱ） 審査結果は採択または不採択に関わらず、電子メールにより個別に通知します。万一、2026年12月24日までに審査結果が届かなかった場合は、事務局に電話又は電子メールで問い合わせてください。

（ｲ） 審査結果で出店参加が内定となった者（以下、「出店参加内定者」という。）には、出店承諾書（内定通知）を交付します。

（ｳ） 出店参加内定者の名称等については、協会ホームページにて公開する可能性があります。

ウ 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、その時点で失格（審査対象からの除外）とします。

（ｱ） 提出書類に虚偽の記載があった場合

（ｲ） その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

エ 内定の辞退

出店参加内定を辞退する場合は、事務局に電話又は電子メールにてご連絡ください。事務局から辞退届出書を送付しますので必要事項を記入し、提出してください。

（6） 契約手続について

ア 出店参加内定者は、協会との間で出店参加契約を締結します。出店参加契約の締結をもって、GREEN×EXPO 2027の一般営業出店が確定します。

イ 出店参加契約は、指定された出店区画の使用と一般営業出店に関する事項を主たる内容とします。出店参加契約の締結をもって、出店区画の位置が確定したものとみなします。

ウ 出店参加契約にあたり、出店参加内定者の一般営業出店に関する事項については、出店参加内定者の意向をできる限り尊重しますが、法令その他の事情を踏まえ、協会は、出店参

加内定者に内容の変更を求める場合があります。

エ　出店参加内定者が契約締結日までに出店参加資格に掲げる要件を欠くことが判明し、また、欠くことになったときその他協会が契約締結の相手方としてふさわしくない事情が判明したときは、協会は、出店参加契約を締結しないことがあります。

オ　契約締結後であっても、事務局からの問い合わせに応答がない場合や出店内容がGREEN×EXPO 2027にふさわしくない（例：3（1）アの要件を満たさない）と事務局が判断した場合等においては、会期前・会期中を問わず、契約を取り消すことがあります。

カ　上記以外の契約手続きに関する詳細については、別途、出店参加内定者にのみ通知します。

（7）その他

ア　事務局からの連絡は、原則、電子メールとさせていただきます。セキュリティ設定や、迷惑メール対策等でメールが正しく届かないことがあります。メールの不達について送信元に届かない場合もあり、一般営業参加者からの問い合わせを受けない限り知ることができません。

出店参加申込前に下記ドメインのメールが受信できるように、迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をしてください。

＜ドメイン＞　expo2027yokohama.or.jp

イ　事務局から電子メールにて資料データを送付させていただくことが見込まれるため、できる限りPC等で受け取れる電子メールをご使用ください。

5　特記事項

本要領及びそれに付随する資料に記載されている内容は、202x年xx月xx日時点のものであり、今後の状況により変更・修正されることがあります。

◇問い合わせ先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会　事業部　事業企画課

住　　所：〒231-0013　横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル本館4階

E-mail：commercial_koubo@expo2027yokohama.or.jp

電話番号：045-307-2049

※ 電話受付時間：平日（土曜、日曜、祝日を除く）9時から 17 時まで